平成２４年（フ）第８６号
新潟市秋葉区柄目木316番地13
債務者　内藤　　勇
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　克哉
4　破産債権の届出期間　平成24年４月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月１日午後３時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７０号
兵庫県赤穂市山手町２番地９
債務者　江原こと　劉　　鉄夫
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田正次郎
4　破産債権の届出期間　平成24年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３５号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字西松山25番地５
債務者　伊坂幸吉こと　尹　　幸吉
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４１号
和歌山県日高郡美浜町大字田井473番地
債務者　田中　光子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣谷　行敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第７７１号
仙台市泉区上谷刈３丁目16番８―603号、従前の住所仙台市泉区鶴が丘４丁目２番地の12
債務者　鈴木　保子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋善由記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
宮城県亘理郡亘理町字裏城戸198番地１　１号棟
債務者　星　百合子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　航平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月22日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５５２号
滋賀県甲賀市水口町梅が丘５番２号
債務者　英米語学研究所こと　金場　　清
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白木　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７７号
秋田県湯沢市駒形町字東福寺森下49番地３
債務者　阿部　伸之
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第９７２号
大阪府泉佐野市元町12番25号
債務者　前田　益明
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大場めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
兵庫県芦屋市茶屋之町11番５―302号
債務者　橋本　　尚
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西部　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋1283番地270
債務者　金城　盛英
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　正込健一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第１６号
鹿児島県霧島市隼人町住吉1889番地１
債務者　久保　征男
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉田　邦彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘１丁目15番地15　中間アパート201号
債務者　山田　休作
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中佐和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２３号
北海道北斗市中央１丁目１番５号
債務者　沼田光太郎
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２７号
群馬県太田市新田市野井町603―１　ヒルトンハイツＢ201号室、住民票上の住所群馬県太田市新田村田町767番地１
債務者　根岸　裕司
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２８号
群馬県太田市南矢島町818番地１
債務者　倉林　啓二
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
前橋地方裁判所太田支部